

民事訴訟裁判通達書

訴訟番号 平成26年 [と] 第 557

本状を以て、あなたの民事訴訟起訴事実の通達とします。
販売業者及び回収業者からあなたに対する訴状が提出
されました。当センターまで至急ご連絡ください。

本状は「総合消費者民法特例法」上、「司法認可通達書」
となります。連絡なき方につきましては、やむを得ず裁判所から
書類通達(口頭弁論期日呼出通知)の後、指定裁判所へ
出廷となります。また裁判後の処置として給料の差し押さえ、
動産物・不動産物の差し押さえの強制執行となります。また、
執行官による「執行証書の交付」を拒否することはできません。

書面での通知となりますので、原告側からの訴状・起訴内容
(原告となる業者や未納となった金額、その期間、締結した
契約内容など)のお問い合わせについては、必ずご本人より
お願い致します。

当センターがあなたに対して訴訟を起こしているわけではありません

《窓口》 03-6855-8711

受付時間 9:15 ~ 17:30 (土・日・祭日を除く)

民事訴訟仲裁管理センター

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目-12-13司ビル4F

民事訴訟裁判通達書

訴訟番号 平成26年 【や】第710

本状を以て、あなたの民事訴訟起訴事実の通達とします。
販売業者及び回収業者からあなたに対する訴状が提出
されました。当センターまで至急ご連絡ください。

本状は「総合消費者民法特例法」上、「司法認可通達書」
となります。連絡なき方につきましては、やむを得ず裁判所から
書類通達(口頭弁論期日呼出通知)の後、指定裁判所へ
出廷となります。また裁判後の処置として給料の差し押さえ、
動産物・不動産物の差し押さえの強制執行となります。また、
執行官による「執行証書の交付」を拒否することはできません。

書面での通知となりますので、原告側からの訴状・起訴内容
(原告となる業者や未納となった金額、その期間、締結した
契約内容など)のお問い合わせについては、必ずご本人より
お願い致します。

当センターがあなたに対して訴訟を起しているものではありません

《窓口》 03-4580-6532

受付時間 9:15 ~ 17:30 (土・日・祭日を除く)

民事訴訟仲裁管理センター

〒100-51 東京都千代田区一ツ橋1丁目-10番 千代田第三ビル6F